

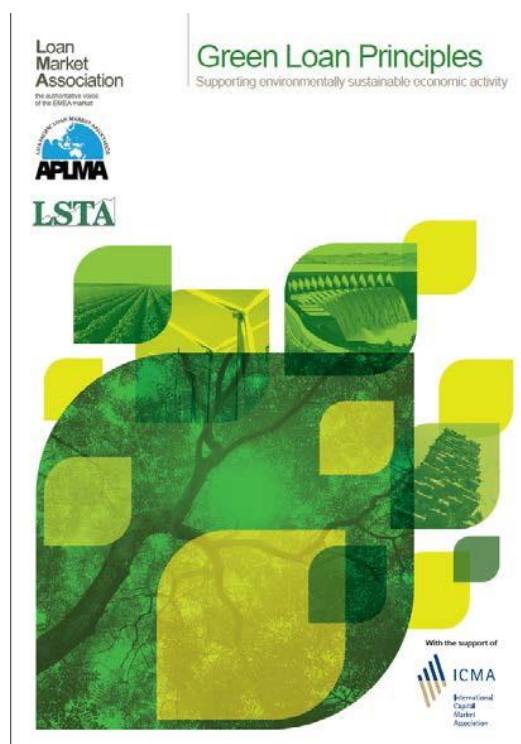
ローン・マーケット・アソシエーション(LMA)

アジア太平洋ローン・マーケット・アソシエーション(APLMA)

ローン・シンジケート&トレーディング・アソシエーション(LSTA)

## グリーンローン原則

環境的に持続可能な経済活動をサポートする



## はじめに

グリーンローン市場は、環境的に持続可能な経済活動を促進し、サポートすることを企図している。

グリーンローン原則（GLP）は、グリーンローン商品の開発と誠実性向上の促進を視野に入れ、シンジケートローン市場で積極的に活動している大手金融機関の代表から成る経験豊富な作業部会によって策定された。

作業部会の目的は、市場の基準とガイドラインのハイレベルな枠組を創出し、グリーンローン市場全体にわたって用いるべき一貫した方法論を示す一方で、ローン商品がその柔軟性を保てるようにし、グリーンローン市場が発展する中でその秩序を守ることである。

GLP には、推奨される自主ガイドラインが含まれている。これは市場参加者が取引の基本的性格によって取引ごとに個別に適用すべきもので、ローンを「グリーン」に類別することのできる事例を明確化することにより、グリーンローン市場の発展における誠実性向上を促進しようとしている。

GLP は、金融市場を横断して一貫性を向上させることを目指し、国際資本市場協会（ICMA）のグリーンボンド原則（GBP）を踏まえ、これを参照している。GBP は、債券に関して国際的に広く認められている自主的な発行ガイドラインで、グリーンボンド市場において、開示とレポートを促進している。

GLP は市場で幅広く用いられるよう、ローン商品の柔軟性を維持できる枠組を提供しており、世界のグリーンローン市場の発展と成長を考慮して定期的に見直されることになる。

## グリーンローンの定義

グリーンローンとは、調達資金のすべてが、新規または既存の適格なグリーンプロジェクト<sup>1</sup>の全部または一部の初期投資又はリファイナンスのみに充当される様々な種類のローンである。リボルビングクレジットファシリティに関する検討事項は、付録 2 に示す。グリーンローンは、以下に示す通り、GLP の 4 つの核となる要素と適合していなければならない。グリーンローンは、GLP の 4 つの核となる要素と整合しないローンと置き換え可能だと見なしてはならない。

---

<sup>1</sup>適格性の非網羅的な事業区分に該当するプロジェクトで、付録 1 にて説明している。グリーンプロジェクトは複数の事業区分に関係する場合がある。

## グリーンローン原則 - 核となる要素

GLP は明確な枠組を示して、すべての市場参加者が、以下に示す 4 つの核となる要素を中心に、グリーンローンの特性を明確に理解することを可能にする。

1. 調達資金の使途
2. プロジェクトの評価と選定のプロセス
3. 調達資金の管理
4. レポーティング

### 1. 調達資金の使途

グリーンローンの基本的な決定要因は、調達資金がグリーンプロジェクト（R&D を含む、関連的支出や付随的支出を含む）のために使われることであり、そのことは、融資書類や、該当する場合にはマーケティング資料に適切に記載されるべきである。調達資金使途先となる全てのグリーンプロジェクトは明確な環境面での便益を有すべきであり、その効果は借り手によって評価され、可能な場合は、定量的に示されるべきである。

資金の全部または一部がリファイナンスのために使われる場合、借り手は、初期投資に使う分とリファイナンスに使う分の対低推定比率を示し、また、必要に応じて、どの投資またはプロジェクトポートフォリオがリファイナンスの対象になるかを明らかにするとともに、該当する場合は、リファイナンス対象となるプロジェクトの対象期間（Look-back period）を示すことが推奨される。

グリーンローンは、借入枠の 1 つ以上のトランシェという形をとる場合がある。こうした事例においては、グリーントランシェを明確に指定して、グリーントランシェへの借入資金が借り手によって別の勘定に入金されるか、適切なやり方で追跡できるようにしなければならない。

GLP は、気候変動や自然資源の枯渇、生物多様性の減少、大気・水質・土壌汚染といった主要な環境問題に対処することを意図するグリーンプロジェクトのために、複数の幅広い事業区分を明確に認めている。付録 1 に示すこのリストは、網羅的ではないが、グリーンローン市場により支持または支持されるであろう、最も一般的に利用されている種類のプロジェクトを示し捕捉している。ただし、グリーンおよびグリーンプロジェクトの定義は、セクターや地理によっても異なる。

### 2. プロジェクトの評価と選定のプロセス

グリーンローンの借り手は、以下の点を貸し手に明確に伝えるべきである。

- 環境面での持続可能性に係る目標
- 借り手が、対象となるプロジェクトが、付録1 に示す適格なプロジェクトの事業区分に含まれると判断するプロセス
- 関連する適格性についてのクライテリア（プロジェクトが有する潜在的に重大な環境的、リスクを特定し、制御するために適用される排除クライテリアやその他のプロセスを含む）

借り手は、上記の情報を、借り手の環境面での持続可能性に関する包括的な目標、戦略、政策、及びプロセスの文脈の中に位置づけることが望ましい。また、借り手は、遵守すべく努める環境的基準又は認証についても、情報開示することを奨励される。

### 3. 調達資金の管理

グリーンローンによって調達される借入資金は、専用勘定に入金するか、又はその他の適切な方法により、借り手により追跡されるべきであり、それによって、透明性を保ち、金融商品の誠実性向上を促進する。グリーンローンがローンファシリティにおける 1 つ以上のトランシェの形をとる場合、各グリーントランシェはグリーンであることを明確に指定されて、グリーントランシェへの借入資金は個別の勘定に入金するか、借り手により適切な方法で追跡されなければならない。

借り手は、グリーンプロジェクトへの資金配分を追跡できる、内部ガバナンスのプロセスを定めることを奨励される。

### 4. レポーティング

借り手は、資金使途に関する最新の情報を容易に入手可能な形で開示し、それを続けるべきであり、また、その情報は全ての借入金が引き出されるまで年に一度は更新し、かつそれ以降に重要な事象が生じた場合は必要に応じて開示し続けるべきである。この情報には、グリーンローンで調達した資金が充当されている各グリーンプロジェクトのリスト、各プロジェクトの概要、充当された資金の額及び期待される効果が含まれるべきである。守秘義務契約や競争上の配慮、又は対象プロジェクトの数が多すぎるといった理由により提供できる詳細な情報の量が限られる場合、GLP は提供する情報を総合的に、又は集計したポートフォリオ単位で開示することを推奨する。情報は、グリーンローンに参加する金融機関にのみ提供すればよい。

期待される効果を伝達するうえでは、透明性が特に重要である。そのために GLP は、定性的なパフォーマンス指標を使用すること、及び、可能な場合には定量的なパフォーマンス指標（例えば、エネルギー容量、電力発電量、温室効果ガス排出削減量・回避量等）を前提となる主要な方法論や仮定の開示と併せて使用することを推奨する。実現した効果をモニタリングできる場合、借り手は、モニタリングした効果を定期報告書に含めることが奨励される。

## レビュー

必要に応じて、外部評価が推奨される。グリーンローンのプロセス構築において、発行体が外部からのインプットを得るための方法は多様であり、ローンに参加する金融機関に提供しうる評価も、そのレベルや種類は様々である。そうしたガイダンスや外部レビューには、以下のものが含まれる。

コンサルタント・レビュー - 借り手は、環境面での持続可能性やグリーンローンの他の分野において、一般に認められた専門性を有するコンサルタントや機関から、アドバイスを受けることができる。「セカンドパーティオピニオン」はこの区分に属する。

検証 - 借り手は、グリーンローンやそれに関連するグリーンローン・フレームワーク、又は原資産について、監査機関や独立の ESG<sup>2</sup>格付会社などの資格を有する機関から独立した検証を受けることができる。認証と違い、検証は、借り手が作成した内部基準や要求との適合性に焦点を当てることがある。

認証 - 借り手は、グリーンローンやそれに関連するグリーンローン・フレームワークについて、外部のグリーン評価基準への適合性に係る認証を受けることができる。評価基準はクライテリアを定義したもので、この基準に合致しているかを、資格を有する第三者機関や認証機関が確認する。

格付け - 借り手は、グリーンローンまたはそれに関連するグリーンローン・フレームワークについて、専門的な調査機関や格付機関の資格を有する第三者機関による格付けを受けることができる。

外部機関による評価は、借り手のグリーンローンやそれに関連するグリーンローン・フレームワークの特定の点のみを対象とする部分的なものもあれば、GLP の 4 つの核となる要素全てに適合しているかを評価する網羅的なものもある。外部機関による評価は、要請に応じて、グリーンローンに参加するすべての金融機関に提供されるべきである。適切であれば、借り手は守秘義務や競争上の配慮をした上で、外部機関による評価の結果またはその適切な要約を、ウェブサイト等を通じて公表すべきである。

別の方法としては、ローン市場が伝統的に関係主導の市場であるために、貸し手が借り手とその活動について幅広い実地的な知識を持つであろうことを考えれば、借り手はグリーンローンが GLP の主な特性に合致することを確認する内部的な専門性を実証または開発しているのであり、その借り手による自己認証で十分な場合もありうる。とは言え、借り手は、こうした専門性（関連の内部プロセスやスタッフの専門性を含め）を徹底的に文書化することが推奨される。そうして作成された文書は、要請に応じて、ローンに参加する金

融機関に提供されるべきである。適切であれば、借り手は守秘義務や競争上の配慮をした上で、グリーンプロジェクトの評価の土台となるパラメータや、こうしたパラメータを評価する上で有している内部的な専門性を、ウェブサイト等を通じて公表すべきである。

## グリーンローン原則

グリーンローン市場は、環境的に持続可能な経済活動を促進し、サポートすることを目指している。

グリーンローン原則（GLP）は、グリーンローン商品の開発と整合性向上の促進を視野に入れ、シンジケートローン市場で積極的に活動している大手金融機関の代表から成る経験豊富な作業部会によって策定された。

## 付録 1

### グリーンプロジェクトに適格な事業区分の例示

対象となるグリーンプロジェクト事業区分としては、以下が挙げられる。順不同。これらに限定されるものではない。

- 再生可能エネルギー…発電、送電、装置、商品を含む。
- エネルギー効率……新築・リフォーム済建物、エネルギー貯蔵、地域暖房、スマートグリッド、装置、商品など。
- 汚染防止および管理……大気排出の削減、温室効果ガス管理、土壌浄化、廃棄物の発生抑制、廃棄物の削減、廃棄物のリサイクルおよびエネルギーに対してエネルギー効率・排出効率の高い廃棄物省エネ・省排出型の廃棄物発電を含む。
- 生物自然資源および土地利用に係る環境持続型管理……環境持続型農業、環境持続型畜産、生物学的穀物管理または点滴灌漑といった環境スマートファーム、環境持続型漁業・水産養殖業、植林や森林再生といった環境持続型林業、自然景観の保全及び復元を含む。
- 陸上および水生生物の多様性の保全……沿岸、海洋、河川流域環境の保護を含む。
- クリーン輸送……電気自動車、ハイブリッド自動車、公共交通、鉄道、非電動式輸送、マルチモーダル輸送、クリーンエネルギー車両と有害物質の排出削減のためのインフラなど。
- 持続可能な水資源および廃水管理……清潔な水や飲料水の確保のための持続可能なインフラ、廃水処理、持続可能な都市排水システム、河川改修やその他方法による洪水緩和対策を含む。
- 気候変動への適応……気候観測および早期警戒システムといった情報サポートシステムを含む。
- 高環境効率商品、環境適応商品、環境に配慮した生産技術およびプロセス……エコラベルや環境認証、資源効率的な包装および配送といった環境配慮型商品の開発および導入。
- 地域、国または国際的に認知された標準や認証を受けたグリーンビルディング。

上記のリストは、2018年6月のGBPに示された事業区分に基づいており、その後の更新を参照されたい。このリストは、実例を示すことを旨としており、最も一般的に利用されている種類のプロジェクトを示し捕捉している。市場にはグリーンプロジェクトを定義する事業区分や基準がすでいくつか存在していて、補完的なガイダンスとして利用することができる。借り手やその他ステークホルダーは、ICMAのウェブページに掲載のリンクを通じて、その例を参照できる。 ([www.icmagroup.org/resourcecentre](http://www.icmagroup.org/resourcecentre))

## 付録2

### リボルビングクレジットファシリティへの適用

GLPは、タームローン (Term Loan) やリボルビングクレジットファシリティ (Revolving Credit Facility) を含めて、多種多様なローン商品に適用できるように起草された。

グリーンローンの基本的な決定要因の一つは、調達資金の用途であり、用途については、融資書類や、該当する場合にはマーケティング資料に適切に記載されるべきである。タームローンにおけるグリーンローンの調達資金の用途は、容易に特定できることが多い。しかし、リボルビングクレジットファシリティでは、こうした貸付金調達資金のグリーンな利用を同程度に詳細には特定できない場合があるが、いずれにしても、リボルビングクレジットファシリティの存続期間を通じて、付録1に示した適格事業区分のリストに従うべきである。リボルビングクレジットファシリティという形をとるグリーンローン提案の契約当事者は、こうしたローンにGLPを適用する際に、合意された持続性目標への資金の流れを最もよく証明する方法を決定することが必要になる。レボルバーには特定のグリーントランシュを含めてかまわないが、それが可能でない場合に、借り手は貸し手に対し、リボルビングクレジットの用途を報告し、かつ/またはそのリボルビングクレジットファシリティのサポートを得るグリーン資産を特定してもよい。

貸し手は、グリーンローン商品の誠実性を保つことの必要性を念頭に、借り手が提供したサステナビリティ情報をローンの存続期間中にモニターし検証することができる。貸し手側に、ローンのモニタリングを行うに足る専門性がない場合には、外部機関による評価を利用することが強く推奨される。一般的な企業目的のためのリボルビングクレジットファシリティは、GLPに挙げた構成要素を満たしていなければ、「グリーン」に類別すべきではない。